

令和4年5月31日

令和4年第3回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和4年第3回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和4年5月31日（火）午前10時45分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 欠 員	9番 竹原伸晃
10番 欠 席	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 1名 欠 員 2名 傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣 田 尚 司
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室 危機管理監	寺 田 晃 久
副 町 長 松岡 裕二	兼危機管理担当課長 総務部理事	栞 山 信 幸
教 育 長 古橋 重和	兼財政改革部理事 総 務 部	寺 田 武 司
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	企画地方創生監 川 端 慎 也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長
総務部長 会計管理者	西 啓 介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長
財政改革部長	相馬 進 祐	しあわせ創造部理事
しあわせ創造部長	松井 清 幸	しあわせ創造部理事
都市整備部長	奥 和 平	都市整備部理事
教育次長兼指導課長	澤 憲 一	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長
		小 川 正 純
		兼青少年センター所長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会期

令和4年5月31日（1日）

○会議録署名議員

9番 竹 原 伸 晃 11番 道 工 晴 久

議事日程

日程第 1	議席の変更について
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	諸般の報告
日程第 5 議案第30号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第2次）について

(午前10時45分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時45分です。

本日の出席議員は9名です。和田議員から欠席届が提出されております。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、議席の変更についてを行います。

今般、議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

道工晴久君の議席を11番に、そして、私、出口実の議席を12番に、それぞれ変更いたします。

○出口 実議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

9番、竹原伸晃君、11番、道工晴久君、以上の2名の方をお願いいたします。

○出口 実議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月31日の1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月31日の1日と決定いたしました。

○出口 実議長 日程第4、諸般の報告を行います。

令和4年5月3日に、奥野 学君が大阪府知事から憲法記念日知事表彰を受けられましたので、伝達式を行います。

奥野 学君は演台前にお越しく下さい。

(奥野 学議員 演台前に移動)

○出口 実議長 表彰状 奥野 学様。

多年、地方自治の振興に尽力され、その功績は顕著でありますので表彰します。

令和4年5月3日

大阪府知事 吉村洋文

おめでとうございます。

(拍手)

○出口 実議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈がございます。

田代町長は、演台前にお越しく下さい。

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 奥野 学様。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与貢献されました。その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和4年5月31日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯。

おめでとうございます。

○奥野 学議員 ありがとうございます。

(拍手)

○出口 実議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました奥野 学君より謝辞を申し述べたいとのことでございますので、これを許可いたします。

○奥野 学議員 貴重なお時間をお借りして、一言、お礼の言葉を述べさせていただきたいと思えます。少し声をからせており、聞きにくいかもしれませんが、ご勘弁いただきたいと思えます。

先ほど田代町長から感謝状、憲法記念日の知事表彰ということで、吉村知事からの表彰も頂きました。大変名誉な表彰を頂き、感謝いたしております。

私は46歳のときに初めて立候補させていただいて、それから約20年、今年で5期、ちょうど20年目に当たります。あっという間の20年間であったように思います。

常に住民の目線に立って、我々は住民の代弁者としてやっていくのが本来の職務であるということで、ずっとこのことを肝に銘じてやってきたつもりでございます。

今後とも住民の代弁者として、さらに頑張っていきたいと思えます。これからもご指導よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、お礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○出口 実議長 受賞された奥野議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労様でございます。

今後とも、より良い岬町のためによりしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和4年第3回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り心から御礼を申し上げます。

初めに、本臨時会では、先ほどの諸般の報告におきまして、奥野 学議員が、永年、地方自治行政に従事した功績が認められ、大阪府知事表彰を受章されました。誠におめでとうございます。

奥野議員の永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続き、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、コロナウイルス感染症に関しまして、社会経済活動の本格的再開に向け、飲食店に対する人数制限や時間制限などを緩和する方針が大阪府より示されました。また、新型コロナウイルスの感染状況を表す独自基準である大阪モデルは、4か月ぶりに緑信号となっております。コロナ禍以前の日常を取り戻すように、規制がなくなることは喜ばしいのですが、いまだ予断を許さない状況でございます。

本町といたしましても、ワクチンの4回目接種事業を初め、感染防止対策を徹底し、感染対策と社会経済の回復の両立を目指し、取り組んでまいります。

皆様におかれましても、引き続きのご理解・ご協力を改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和4年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてが1件、以上、議案1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○出口 実議長 町長の挨拶が終わりました。

○出口 実議長 日程第5、議案第30号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第5、議案第30号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第2次）について」をご説明いたします。

政府は、4月26日の関係閣僚会議において、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に対応するため、国費を6.2兆円、民間投資などを含めた事業規模を13.2兆円とする「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を発表いたしました。

今回の総合緊急対策のうち、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和3年度から実施しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業において、これまで受給できていない世帯であって、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯及び令和4年1月以降、家計が急変し、住民税均等割が非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯に対しても1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業については、低所得の子育て世帯に対して、食費等の物価高騰などによる支出の増加の影響を踏まえ、児童扶養手当の受給者であるひとり親世帯、児童手当または特別児童扶養手当受給者または令和4年3月31日において平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるひとり親世帯以外の世帯に対して児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業と同様に、直近の収入が減少したことにより受給対象者と同様の事情にあると認められる者に対しても支給対象とするものでございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業はともに、申請につきましては原則令和4年度の課税情報を活用することで、プッシュ型等により迅速に給付を行うこととしております。

一方、直近の収入が減少した結果、受給者と同様の事情にあると認められる方については、申請により給付を行うものでございます。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種につきましては、これまで5歳以上を対象とした1回目、2回目の初回接種と12歳以上を対象とした3回目の追加接種を行っておりますが、今補正

予算において4回目の追加接種に必要な経費を計上させていただいております。4回目の追加接種につきましては、重症化予防を目的として、全額公費で実施することとし、対象を60歳以上の高齢者、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に、3回目接種完了後5か月を経過した方に対して、ファイザー社製またはモデルナ社製のワクチンを使用するものでございます。

なお、これらの施策に係る本補正予算につきましては、早急に給付事務やワクチン接種の準備を進める必要があるため、臨時会の開会と審議をお願いするものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,642万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,365万9,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

国庫支出金といたしまして、1億2,630万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,132万3,000円を、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金と事務費補助金の合計6,022万円を、新型コロナ感染症セーフティネット交付金（ひとり親世帯以外分）1,674万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,802万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、新型コロナ感染症セーフティネット交付金（ひとり親世帯分）11万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照いたします。

なお、詳細につきましては、9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照いたします。

民生費といたしまして、7,707万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費において、1世帯当たり10万円を

給付する臨時特別給付金5,610万円を、支給事務に必要な職員の超過勤務手当やシステム改修委託料などの事務費の合計で412万円を計上するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、児童1人当たり5万円を給付する特別給付金（ひとり親世帯以外分）1,190万円を、支給事務に必要な職員の超過勤務手当やシステム改修委託料などの事務費の合計で495万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、児童扶養手当の受給者を対象とするひとり親世帯への給付の実施主体は大阪府であることから、本町においては事務費のみを予算計上しております。

一方、ひとり親世帯以外への給付の実施主体は本町になることから、給付金とともに事務費を計上するものでございます。

衛生費につきましては、4,934万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種に必要な個別予防接種委託料2,132万3,000円を、接種に必要な体制を確保するために接種券の発送費用やコールセンター業務、ワクチン輸送業務などの経費の合計2,802万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 何点か確認させていただきます。

まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ですが、この事業は昨年と同じような事業があったように思うのですが、今回計上しているこの予算というのは、昨年同じように非課税であった世帯が10万円給付してもらえたと。その世帯も、今年もまた新たにこの事業で、もう一度、その10万円を受けられるという意味なのかどうか、その点が1点と、それから対象者への周知方法をどうするのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の住民税非課税世帯等に係る臨時特別給付金につきましては、令和3年中の収入により令和4年度の住民税確定後に非課税となった世帯等に対して10万円を給付するものでございますが、令和3年度において非課税及び家計急変により10万円給付を受けられた方については対象

とならないものでございます。この取扱いの趣旨につきましては、令和3年度で行っております当臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度の課税情報を活用してプッシュ型給付を行う形での運用改善を図るものでございますので、ご理解よろしくをお願いします。

また、周知につきましては、まずはプッシュ型ということで、対象となる方を抽出するシステム改修も行いまして、準備が整い次第、確認書を通知させていただいて、対象となる方の確認書をもって給付を行っていきたいと思っております。また、家計急変につきましても、令和4年1月2日以降の中で家計急変という形で給付の対象となる方についても対象となることから、そちらについても、周知についてはホームページ等で周知をさせていただきながら、給付に当たっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 去年の事業で、既に給付された方は今回は対象とならないということでございました。それは住民税非課税世帯ということですが、家計急変世帯も同じ考えでよろしいでしょうか。その辺、確認します。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

家計急変につきましては、令和3年度で実施した家計急変の対象となる条件は同じとなりまして、今回については、令和4年1月以降において、任意の1か月の収入がそれ以前と比べて減少したということで、非課税世帯相当と確認されるものにつきましては対象となることとなります。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてお聞きします。

今回もまた4回目のワクチン接種ということで、また皆さんから予約を受けてするという事です。また、コールセンター事業委託料とあります。このコールセンターというのは、現在、行っている事業と同じ事業者がするのか、また変わってしまうのか。変わった場合、少し不安に思うので、その辺をまず確認したいということと、4回目接種というのは、最終、いつまで行うのかと。というのは、現行でいうと、国で言っているのは、ワクチン接種は令和4年9月30日までと最終が決まっているように聞いております。その辺がどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のワクチン接種のコールセンターの業務についてでございますが、ワクチン接種が始まった当初は、ワクチンの予約をする際には住民の皆様大変ご不便をおかけしたところではございますが、軌道に乗ってからは、予約が集中する時期には人員を増やして体制強化を図るなど、現在ではあまりご不便をおかけすることなく対応してきておりますので、4回目の追加接種におきましても、引き続き同じ業者に委託をして、対応に当たっていきたくと考えております。

また、ワクチン接種の受けられる期間につきましては、国は1回目、2回目の初回接種が受けられる期間は当初令和4年2月28日までとした期間を令和4年9月30日まで延長しました。また、3回目及び今回の4回目追加接種においても、予定として同じ令和4年9月30日までと示されたところではございますが、1回目、2回目の初回接種の期間が令和4年9月30日まで延長されたことと同様に、いつまでか不明ではございますが、延長されるものと考えております。そこを含めまして、今回の補正予算の計上もさせていただいているところでございます。

○出口 実議長 ほかには質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてお尋ねします。

これは新たにということ、対象になられた方に自動的に案内が届くということだと思っておりますが、その案内が届くおおよその時期、計画されていたらお聞きしたいというのが1点目です。

それから、家計急変世帯の申請についてもお尋ねします。

申請期限はいつというふうに定められているのか、お聞きしたいということと、それから、現在、既に始まっている1回目というべきか、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の家計急変世帯からの申請があったのだとしたら、件数と受給件数についても参考までにお聞きしておきたいと思っております。

それから、子育て世帯への生活支援特別給付金事業費についてお尋ねします。

これ、ひとり親世帯については、大阪府が実施主体ということになりますので、対象人数が示されておきませんが、この機会に対象人数をお聞きしておきたいと思っております。

それから、府の実施するほうのひとり親世帯の対象者については、国が示しているスケジュール感でいいますと、5月までにできれば支給しようとなっているのですが、これはどのように進められているかというか、今日で5月は最後の日になるのですけれども、今、こういうふうに岬町でも事務費の計上をしているということは、まだ支給されていないのかと思ってお聞きするのですが、スケジュールがどのようになっているか、お聞きしたいと思っております。

それから、ひとり親世帯以外の給付金事業についてですが、これについても、所得等が確認で

できれば速やかに支給というように国のほうでは方針が示されていて、この速やかにというのはいつ頃の時期をお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

あと、周知についてなのですが、先ほどの坂原議員の質問に対するお答えでは、ホームページ等でということでありました。けれども、こちらの制度についても、状況が変わった場合は申請を追加してできると。いわゆる家計急変というような状況を指すのだと思うのですが、そういった方については、申請を自らしなければならぬということでもありますので、丁寧な周知が必要だと思います。それで、この点については、対象となる方というのは絞り込みが難しいので、いわゆる年齢ははっきりしますから、子育て世帯全てに通知を送ると、こういう制度がありますよと、家計が急変した場合、申請が必要ですので相談くださいというような通知を全ての世帯に郵便で送るということも可能ではないかと思うのですが、そういった周知についてお考えはいかがか、お聞きしておきたいと思います。

それから、コロナウイルスワクチンの追加接種4回目について、参考までにお聞きすることなのですが、これまでずっと接種を続けてこられて、事務も含めて、本当にご苦労なさっているところだと思いますけれども、接種後の副反応ですとか、あと後遺症について、町のほうにもし相談が寄せられているといったことがあれば、この機会にお聞きしておきたいなと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の今後のスケジュールでございますが、本日、予算を可決していただければ、早速、システム改修を行いまして、対象となる方へ確認書の通知を送付することになります。できれば6月中には確認書の送付を行いまして、それを受付けた後、7月の早い段階で振込みを進めていきたいと思っております。

あと、家計急変の申請の期限ですが、令和4年9月30日までとなっております。

現時点で申請を受けて、振込みの実績としては、22件の申請がございまして、その22件全て支給が済んでいるところでございます。

あと、ワクチン接種に係る、副反応、後遺症があるのかというご質問ですが、保健センターで、副反応でお困りの方または後遺症が残ってというお話は聞いておりません。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ひとり親世帯の対象人数でございますが、令和3年度実績で申し上げますと、134世帯206人となっておりまして、大体、この数字と同じ数字かと思われまして。

それと、ひとり親世帯の給付金のスケジュールでございますが、案内文書と受給拒否の申出の文書の送付を大体6月13日か14日頃に予定しております。第1回目の振込みにつきましては、6月30日ということで考えております。

ひとり親世帯以外のその他世帯の振込みでございますが、こちらにつきましては、システム改修等ございますので、7月中ということで予定しております。

それと、周知でございますが、子育て世帯全てに周知をしたかどうかというご質問も頂いておりますので、周知の仕方としては、岬日よりホームページ、各戸配付ということで、全世帯に配付させていただくと。7月1日の各戸配付で予定しております。それにより、全ての方に周知できるということで考えています。

あと、それ以外も予定しております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 新型コロナワクチンの追加接種に関わって、副反応や後遺症について相談は寄せられていないかということをお聞きしました。お答えで、保健センターでは聞いていないというお答えを頂いたところではありますが、病院だとか、診療所だとか、そういったところから何らかの報告があったとか、そういったこともないということによろしいでしょうか。

うなずいていただいているので、そのように理解いたします。

○出口 実議長 ほかの議員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで討論を終わります。

これより議案第30号、「令和4年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第3回岬町議会臨時会を閉会します。
慎重審議ありがとうございました。

(午前11時22分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年5月31日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 道 工 晴 久